

一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領（平成 13 年 12 月 5 日付国自旅第 117 号）の
一部改正案 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第 3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容</p> <p>1 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）にあつては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。</p> <p><u>また、制度通達Ⅱ．第 3． 1． 又は 2． で定める運賃を設定する場合にあつては、上限運賃額ごとに運賃調整の内容を明確にするものとし、第 4 1． (1) 1) に該当する基本運賃を設定する場合にあつては、当該内容を明確にするものとする。</u></p> <p>なお、道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等を求めないものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>附 則（令和 5 年 5 月 3 1 日 国自旅第 5 3 号）</u></p> <p><u>1 本取扱要領は、令和 5 年 5 月 3 1 日以降に届け出るものから適用する。</u></p> <p><u>2 1 にかかわらず、施行規則第 8 条第 4 項の規定により実施運賃を添付している申請のうち、改正日以後に認可するものにあつては、改正後の規定による追加申請を求めることができる。</u></p>	<p>第 3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容</p> <p>1 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表（いわゆる三角表等）にあつては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。</p> <p>なお、道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等を求めないものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>